



気になるアレコレ簡単解説

身近な法律のススメ

～ 事業承継と株式 ～

創業者の急死と株式

発行済み株式の100パーセントを保有している創業者が死亡したとき、その株式すべてが相続人の共有となり、共有持分の過半数で100パーセントの議決権を行使できるようになるという内容を昨年この欄にお書きしました。

昨年その記事では「対策が必要ですね。」とだけの記載にとどまりましたが、引き続き、対策の一例をお書きします。

対策の一例：株主ごとの異なる取扱い(属人的定め)の利用

(原則：株主平等の原則)

株式会社の株主は、所有する株式の内容及び株式数に応じて平等に取り扱われます(会社法109条1項)。たとえば、株主である中村さんと株主である仲村さんが所有する株式数が同じであれば、中村さんも仲村さんも議決権数は同じです。

(例外：株主ごとの異なる取扱い(属人的定め))

ですが、株主ごとに異なる取扱いをすることが認められています(会社法109条2項)。株主平等の原則の例外です。

たとえば、中村さんが所有している株式についてのみ、中村さんが所有している間だけ、1株当たりの議決権を100個とすることなどです。

(株主ごとの異なる取扱い(属人的定め)の利用方法の一例)

創業者A(発行済み株式の100パーセントを保有)、妻B、子は後継者Cと非後継者Dの2名だとします。

創業者Aが、後継者Cに対して大半の株式を取得(生前贈与等)させます(遺留分の問題が発生する可能性がありますここでは措きます)。創業者Aは1株だけ所有している状態にしておきます。

そうすると、後継者Cに議決権が集中するので、創業者Aが亡くなられた後も経営権の承継に支障を来す心配がなくなります。

ですが、創業者Aとしては、ご自身が元気なうちは会社の経営権を手中に収めておきたいとお考えになることもあろうかと思えます。このようなときであっても、創業者Aの所有する株式が1株であっても、後継者Cと意見が対立する事態が仮に生じたとき、最終的には後継者Cの意思が経営に反映されることとなります。

そこで、定款で、たとえば「創業者Aが株主である限りは1株当たりの議決権を100個とする。」と定めることで、創業者Aが経営権を手中に収めた状態を保つことができます。

さらに、「創業者Aが医師の診断により認知症と診断されたときは、議決権は1個となる。」という趣旨を定めておけば、会社の意思決定に空白期間が生ずることを防止することができます(中小企業庁「事業承継ガイドライン」)。

(文責 佐藤寿康)



柏事務所所属 弁護士
佐藤 寿康

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



弁護士 坂口香澄のご紹介 3月に柏事務所に入所しました坂口をご紹介します！

- 1 血液型は？ A型です。
- 2 趣味は？ ゴルフ・サウナ
- 3 出身地は？ 福岡県福津市
福岡市と北九州市の間くらいに位置する海沿いの街です。
- 4 長所は？ へこたれないところ
- 5 短所は？ お化けが怖い
- 6 最近ハマっているものは？ 部屋のインテリア
最近引っ越しましたが、インテリアにこだわりたい。
あまりなかなか片付きません(笑)
- 7 まず家に帰ってすることは？ 家具の下やカーテンの裏に隠れている愛猫を探します。
- 8 口癖は？ 「なるほど・・・！」
- 9 何フェチ？ 猫(の肉球の間の毛がたまりません)
- 10 ちょっと自慢できることは？ 最近、蓋が自動で開くゴミ箱を2つ買いました。
- 11 座右の銘は？ 『大河は直線を好まない』
- 12 私、〇〇の収集家です。 ポケモン
- 13 〇〇なタイプです。 1日中寝ても夜眠れるタイプです。
- 14 好きな食べ物は？ ブラックモンブラン 九州で愛されているアイスクリームです。
- 15 苦手な食べ物は？ 梅干し 直視できないくらい苦手・・・です。
- 16 好きなお酒は？ 濡・スミノフアイス
- 17 出身地の魅力は？ 街と自然のバランスが柏に似ていて住みよいです(^^)
- 18 好きなスポーツは？ ゴルフ いっこうに上達しませんが、ピクニック気分で楽しんでいます。
- 19 好きな男性タレントは？ タモリさん
- 20 好きな女性タレントは？ 石田ゆり子さん・宇垣美里さん・大政絢さん
- 21 好きなアーティストは？ 久石譲さん ジブリの音楽を手掛けている方です。
『となりのトトロ』『もののけ姫』など。
- 22 好きな芸人は？ 島田秀平さん 以前ラジオで一緒していました。
愉快でお人柄の素晴らしい方です。
- 23 好きな雑誌は？ ゼクシィ
- 24 好きな漫画は？ 3月のライオン・HUNTER×HUNTER・正直不動産
- 25 好きな映画は？ マイ・インターン
- 26 好きなテレビ番組は？ アニメ 最近は呪術廻戦を楽しみにしています。



こんにちは(^^)新しくよつば総合法律事務所の一員に加わりました坂口香澄と申します。これまでは都内の法律事務所で交通事故や借金問題などの事件に携わってきました。これからもっともっと柏の街を知りたいので、お勧めのお店・スポットにお誘いいただければと思います！よろしくお願いします。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルヂング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第44回 赤ワイン シラー～



今回は赤ワインのぶどう品種シラーのご紹介です。
オーストラリアでは「シラーズ」とも呼ばれています。

本コラムのタイトルは「ワインが苦手な人のワインの選び方」ですが、実は私大澤、シラーは苦手品種です。

なぜかという、苦味や草っぽさが強くてすごく酔うような気がするのです。

もしかすると、高級なシラーのワインを飲めば、ブドウ品種の良さがわかるのかもしれませんが、今のところご縁がありません。

赤ワインのシラー、赤ワインのマスカット・ベリーA、白ワインのヴィオニエ、白ワインの甲州などは、経験上、苦手という方が結構な割合でいる印象です。

本コラムでも何回か取り上げていますが、苦手なワインに出会った時に美味しく飲む対処法もあります。

1 グレープフルーツなどの柑橘系のジュースで割る

赤ワイン・白ワインをとわず、ほぼおいしくなります。ぶどうジュースで割ると「高級テクニック」もあり、ワインが数倍おいしくなります。



2 冷やす！

とにかく冷やすと飲みやすくなります。アルコールのにおいが消えたり、苦手なにおいが消えたりしますのでお勧めです。

3 全部飲まない

ワインは開けるとその日のうちに飲まないといけないという気分になりがちです。ただ、ジュースで割ったりするのであれば翌日以降でもおいしく飲むことは可能です。全部飲まず、ソフトドリンクなどを購入して翌日以降に再挑戦というのもよいかもしれません。

春になり、お酒も一層おいしい季節になりました。飲みすぎないようにお酒を楽しみたいですね。

(文責 大澤一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春香館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



セミナー情報

昨年末～年明けにかけて行ったセミナーのご報告です。ZOOM 等でのオンラインセミナーが主流となってきました。

経営者、企業担当者様向けセミナー

12月3日開催 講師：渡邊優

『知らないまま年は越せない!?民法改正による経営への影響』

公益財団法人千葉市産業振興財団様主催のセミナーに講師として参加させていただきました。改正民法について、経営者として知っておきたい点、さらには、働き方改革に伴う労務管理の変更点についてお話をさせていただきました。

不動産会社様主催セミナー

1月24日開催 講師：大澤一郎

『地域のための空き家・空き地対策セミナー（相続問題・共有問題）』

「これだけは知っておくべき空き家のリスク」について事例を中心にお話をさせていただきました。不動産コンサルティングの専門家の方からは「空き家にしないための対策、なってしまった時の解決策」というタイトルで講師と一緒に担当しました。

企業様、士業様向けセミナー

2月12日開催 講師：村岡つばさ、加藤貴紀

『滑り込み&見直し！同一労働同一賃金の実践的対応』

パートタイム・有期雇用労働法が改正され、「同一労働同一賃金」への対応が必要となります。制度の概要や留意点等をお話しさせていただきました。

企業様、士業様向けセミナー

3月4日開催 講師：松本達也

『いざという時のために備える労災対応の極意』

最近の労災事故の傾向、労災事故で会社が負うこととなる賠償金の相場、メンタルヘルスを発症した従業員への対応方法、労災との関係でコロナ禍に備えるべきこと等をお話しさせていただきました。

<開催予定セミナーのご案内>

5月21日開催予定 講師：村岡つばさ、渡邊優

『法改正に対応！一契約書総ざらいセミナー』 ZOOM によるオンラインセミナー

ご参加ご希望方は当事務所の公式サイトからお申込みください。

よつば総合法律事務所 セミナー

検索

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。